

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月三十一日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

### 広島県人事委員会規則第十五号

#### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第二（第二条関係）				別表第二（第二条関係）			
機関	(略)	所長 課長	動物愛護センター	機関	(略)	所長 総務課長	動物愛護センター
職	(略)		(略)	職	(略)		(略)
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この人事委員会規則は、令和五年八月一日から施行する。